

令和4年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和4年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和4年11月1日

上三川町監査委員 舘野 治 信

上三川町監査委員 田村 稔

定例監査の結果について

1 監査期日

令和4年10月6日（木）・7日（金）・11日（火）

2 監査対象

庁内各課・局（以下「各課」という。）

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について

4 監査結果

(1) 総評（全体）【指摘事項なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課等へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について概ね適正に事業執行されているものと認められた。

【指導事項】

- 職員の時間外勤務状況について、特定の担当者に負荷が懸念される勤務状況が見受けられた。半年間にわたる連続した時間外勤務や労働基準法で定められている1カ月の上限に近い時間外勤務、深夜勤務が見られた。また、時間外勤

務の目的が不適切と思われるものも見受けられた。

職員の健康管理及び安全面に問題があるため、任命権者は、時間外勤務を命ずる際、過度な勤務が見られる職員及び健康面を考慮すべき職員に対する対応について、上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び規則、上三川町職員安全衛生管理規程に基づき適正な勤務となるよう総務課とともに職場環境の改善に努められたい。

【総務課及び関係課】

- 公有財産管理の管理状況に不明確さが見られた。規程を作成し、当該年度中に適正に財産を確認する仕組みを構築され、より適正な財産管理に努められたい。

【総務課及び関係課】

(2) 個別事項

個別事項は、次のとおりであるので検討等されたい。

※事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

【検討事項（意見を含む。）】

- 自主防災組織の設立拡大のため、必要性や有効性について各自治会へ更に説明し、設立を支援されたい。設立に関しては、地域の実情に応じた災害（水害・風害など）に対する防災に取り組めるよう、災害の恐れのある地域を重点的に支援することを要望する。

【総務課】

- 上三川町公共施設等総合管理計画では、「個別の施設計画に基づく着実な修繕・更新等の実施」とあるが、町施設全体のLED化を総務課が中心となり積極的に進め、早期に経費の節減に努められ、環境に配慮した施設整備を図られたい。

【総務課】

○ 上三川霊園周辺の道路整備を行い、来園者の安全性の向上に努められたい。

【都市建設課】

○ 町の活性化については、イベントの実施だけでは一過性で終わってしまうため、「ORIGAMI のまちづくり」などの文化・スポーツ事業や施設の活動とも連携し、町の資源を活かした取り組みを検討され「魅力あるまち上三川」の形成に努められたい。

【企画課・生涯学習課・都市建設課】